

改善計画作成の注意点

担い手育成係 H 2 4 . 4

作成に当たっては別添の「改善計画作成の留意事項」に基づき作成し、下記のことについて特に注意してください。

なお、審査の段階で修正をお願いすることがありますので、修正作業を円滑に進めるために書類提出と併せて作成したパソコンのエクセルソフトデータを極力提出してください。

記

1 計画認定事業主の確認

計画を作成する前に計画の対象となる事業主であるか確認してください。

・通年的（年間180日）に森林施業を行う者を1人以上雇用し、1年以上の林業の実績があるか。

計画に記載してある事業量、売上高及び雇用量等で確認出来ること。

参考 林業労働力の確保の促進に関する法律 抜粋

（定義）

第二条 この法律において「林業労働者」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業（以下「森林施業」という。）に従事する労働者をいう。

2 この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体

二 造林業、育林業又は素材生産業を営む者

三 前号に掲げる者の組織する団体

四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

2 認定要領・様式

認定要領や様式は関係の地域振興局（支所）、支庁（屋久島事務所を含む）及び県林業労働力支援センター若しくは、県のホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/ad06/sangyo-rodo/rinsui/ringyo/ikusei/rinkaizen.html>)から取り寄せてください。

3 労働生産性

労働生産性は $\text{事業量} / \text{雇用量} = \text{労働生産性}$ で計算し小数点以下第3位四捨五入第2位止めで記入してください。

4 添付書類との整合

設立年月日、役員数等が添付書類と整合がとれているか確認をしてから提出してください。

5 認定基準（19年3月改正）

以下の認定要領第4の1の認定基準の全てを満たすよう計画してください。

- (1) 計画の終期において、通年的に年間180日以上雇用する林業労働者（以下「通年雇用者」という。）を5名以上有し、賄える事業量が計画されていること。
- (2) 事業計画、雇用管理に関する目標が現状より向上するものであること。
- (3) 改善計画が申請者の経営能力、資金計画等を総合的にみて実現性が高いこと。
- (4) 改善計画の内容が雇用管理の改善及び事業の合理化の中からそれぞれ1つ以上の改善措置について取り組まれていること。
- (5) 改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合すること。
- (6) 基本計画に照らして適切であること。

計画の終期において、雇用する林業労働者に対する通年雇用者の割合が概ね75%以上であること。

計画の終期において、通年雇用者に対する月給制の割合が概ね30%以上であること。

既に前各項の要件の全てを満たしている場合は、雇用者又は事業量が1割以上増となる計画であること。

- (7) 支援センターが林業労働者の募集をする場合、労働条件等が適切であり、林業労働者の利益に反しないものであること。
- (8) 雇用管理者が選任されていること及び雇用に関する文書の交付をすることとしていること。

〔参考〕

- (1) 「目標が現状より向上」とは？
 - ・数値目標が現状、1～5年次と順次向上するものであることが望ましい。
 - ・雇用管理の改善、事業の合理化についての取組が向上するものであること。
- (2) 「経営能力、資金計画等を総合的にみて実現性が高い」とは？
 - ・財務諸表から現状の経営は破綻状態にないこと。
 - ・地方公共団体等の発注事業に依存し過ぎず（入札等で不安定なため）、森林所有者との長期施業受託、自己所有山林の施業、立木購入、他者との作業受託等により事業量の安定的確保の実施方法が適切であること。
 - ・所要額の見積や資金の借入計画が適切であること。
 - ・（財）県林業担い手育成基金助成事業等の支援を活用されていること。
 - ・必要に応じ補助事業等を活用されていること。

6 その他

現状、目標、計画内容、実施方法、資金計画等一連の流れの整合を図って計画してください。